

## 技術評価書に記載されているその他の重要事項に関する対応

IUCN技術評価書(2021)前文の記載事項と対応方針	
外来種対策	
4.5 パラ1	<p>推薦資産の管理では、多くの侵略的外来種及びノネコの課題に取り組んでおり、いくつかの対策も取られている。20世紀に導入されたフイリマングースは、奄美大島では根絶が近いが、沖縄島ではいまだに固有種や絶滅危惧種に大きな脅威を与えている。オオヒキガエルは西表島で根絶されたが、隣接する石垣島から再度、導入される危険性がある。行動計画があり、推薦資産に存在するツルヒヨドリやアメリカハマグルマ等の侵略的植物種に対して、地域住民による駆除の取組が行われている。</p>
対応 方針	<p>侵略的外来種について関係機関が連携しながら侵入監視等に努めており、ネコについては飼猫の適正管理に加え、生態系保全のための捕獲排除等の対策が進められている。</p> <p>フイリマングースについて、奄美大島では根絶確認及び防除完了に向けた実施計画を2021年度に策定し、根絶確率算出モデルによる科学的評価を行った上で2025年度末までに奄美大島からの根絶を確認することを目標としている。沖縄島北部では沖縄県により3つの北上防止柵が設置・管理され、環境省・沖縄県により2026年度までに沖縄島北部地域からの完全排除を目指して防除が行われており、オキナワトゲネズミやヤンバルクイナ等で分布の回復が見られている。</p> <p>オオヒキガエルをはじめとする外来カエル類については西表島のみならず石垣島の港湾地域や資材置場等でも監視を行っており、工事関係者への周知等にも取り組んでいる。</p> <p>ツルヒヨドリ等の侵略的外来植物種については地域住民に加え、市町村や地域団体による防除実施計画の策定等、さまざまな主体への周知や連携を図り、防除の推進に努めている。</p> <p>また、各種対策に関して地域住民や観光客を含め広く普及啓発を行っている。</p>
違法採集	
4.5 パラ2	<p>ラン類やカンアオイ類、爬虫類、両生類、甲虫類等の動植物の違法採集は大きな懸念となる問題である。自治体による夜間巡視や夜間道路閉鎖等の行動計画が実施されてきている。しかし、特に淡水性カメ類やその他の種の採集において、より強化した、より厳重な保全対策の実施が緊急に必要である。</p>
対応 方針	<p>管理機関は、税関等の国の機関や運輸・運送等に携わる民間事業者と「密猟・密輸対策会議」を組織し、奄美及び沖縄地域における希少野生動植物種の密猟・密輸対策を実施している。具体的には以下の取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産地域を含む4島及び周辺離島におけるパトロールや林道通行規制のさらなる強化。</li> <li>・空港や郵便局等に希少野生動植物種が持ち込まれた際の対応を想定した、運輸・運送事業者に対する希少野生動植物種の識別講習会の開催や、希少野生動植物種を識別するための識別AIアプリや識別マニュアルの開発・整備。</li> <li>・生息地や水際における、希少野生動植物種の捕獲等が禁止されている旨を広く周知するための多言語ポスターの掲示。</li> <li>・地域住民向け講演会や小学校等での出前授業の際に実施している、違法採集防止のための普及啓発の強化。</li> </ul>